

宇和島市教育委員会会議録

平成30年8月定例会

平成30年8月10日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 平成30年8月定例会 会議録

1. 開会日時 平成30年8月10日(金)16時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委員 高山 俊治 委員 廣瀬 孝子
委員 弓削 由美子 委員 浅井 敬司

4. 欠席者 委員 木下 充卓

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課長	野田 克己	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	吉田町図書館長	松下 秀人
文化・スポーツ課長	西川 啓之	伊達博物館長	土居 道徳
人権啓発課長	山本 利彦	学校給食センター所長	家藤 芳仁
吉田教育係長	井東 敬文	三間教育係長	末光 優子
津島教育係長	首藤 将文	福祉課長	古谷 輝生
(事務局)			
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

報告第29号 専決処分した事件の承認について
(平成30年度教育費7月補正予算の要求について)

報告第30号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について)

報告第31号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則)

報告第32号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則)

議案第26号 宇和島市生涯学習センター条例

議案第27号 宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例

議案第28号 吉田秋祭保存団体協議会活動補助金交付要綱

議案第29号 宇和島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

請願第4号 2019年度使用中学校道徳教科書の採択にあたって人権侵害・自国中心主義の
「日本教科書」と「教育出版」を採択しないこと 「人権・平和・多文化共生」を
大切にす教科書の採択を求める請願書

請願第 5号 違法行為を行った日本教科書(株)を採用しないように求める請願書

請願第 6号 中学校道徳教科書の採択について

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後4時00分)

◎教育長

ただいまから8月定例の教育委員会を開催いたします。まず最初に会議に入る前に、この7月1日に浅井委員さんが新しく教育委員に就任されております。みなさんの前で集まるのは初めての会議ということになりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

◎浅井委員

みなさんこんにちは。7月1日付けをもって教育委員に任命されました、浅井敬司と申します。昨年3月に津島中学校を最後に定年退職いたしまして、現在は吉田町の玉津小学校のほうで非常勤講師として週2日音楽を教えております。7月からまたみなさん、教育委員として働くことになったのですが、今日が初舞台にはなるのですけれども、まだ慣れない面も多々あるのですけれども、またみなさんに教えていただきながら頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎教育長

そしてまたここにいるメンバーも、お名前だけ自己紹介をしていきたいと思います。教育長、金瀬でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは委員さんから順番に。高山さんから。

—各自自己紹介—

◎教育長

それでは会議に先立ちまして、私から一言ごあいさつ申し上げます。冒頭、黙とうしていただきました、去る7月5日午前3時頃から降り始めた雨は7日、時間雨量100mmに迫る記録的な大雨となり、降り始めからの累計の雨量は460mmを超えて、各地で人命被害、浸水被害、土砂崩れが多発する大変な災害になりました。避難者は一番多かった時で1,149名、断水の世帯が6,568世帯、15,317名の方が生活に支障をきたしたという、そういうような災害でございました。後ほど別途説明はいたしますが、学校を含め教育関連施設も相当な被害を受けております。こうした中、特に各学校においては先生方、本当に日々休む暇もなく復旧に向けて動いてくださっています。そして教育委員会としては学校関係、教育施設関係、その他避難所の運営といったようなところに力を注いでまいりました。今も終わっていないのですけれども、そうした中、他府県の方、自衛隊の方、それから学校関係でいきますと各地の先生方のネットワークによるボランティア的な作業の協力であったり、PTAの方々そして一般のボランティアの方々、多くの方のご協力をいただいております。ここに厚く御礼申し上げたいと思います。ここから学校教育施設、それから給食についても痛手を負っておりますけれども、定常的な仕事も一方では進めていかなければなりませんので、特に委員の皆様にはこれまでと変わらぬご協力をいただけるようお願いい

たします。

(2) 教育長報告

◎教育長

続いて教育長報告に移ります。資料の1ページ、2ページ、3ページ、4ページまでがそうです。3ページの7月7日以降は、まるごと災害復旧ということになっております。6月頭から7月の頭にかけて、大きく分けて4つのことをご報告したいと思います。4つの中身と申しますのは、1つは適正規模・適正配置、小学校の統廃合の関連の動きですけれども、吉田地区は主に5月までに終わっていたのですけれども、その他の地域も含めて6月から7月にかけて4校しています。適正規模・適正配置の保護者懇談会は6月1日に奥南小学校、6月5日に結出小学校、6月7日に御槇小学校、そして7月3日蔭淵小学校となっておりますが、一通り回ってどういう状況であったかということ、かいつまんで申しますと、保護者の皆様からは通学方法等の心配のご意見はありました。とはいえ、このたびの被災で作業スケジュールについては大幅に遅れております。今後の進め方については、また別途検討させていただきたいと思っております。

次に2番目としては、学校訪問をしてまいりました。この6月、7月の間では9校、幼稚園1園回っています。これについても簡単にコメントいたしますと、どこの学校へ行っても子どもたち大変元気で非常に喜ばしいなと思っておりますが、特に複式学級の授業の様子を拝見させていただいて、先生そして生徒ともに非常に大変だなということを感じました。一方、結出小に赴いたときには三浦小との間で遠隔授業と言いましょうか、LINEを使ってのものでしたけれども、新しいチャレンジが始まっているなというふうに感じましたし、そういったICT機器の環境の整備についても、もっと考えていかなければいけないなというふうに感じているところであります。

そして3つ目といたしましては、6月22日にジョブチャレのスタートセッションというのを今年度初めて行いました。職場体験については従来から行われていたわけですけれども、単なる職場の体験で済ますことなくキャリア教育の本来の意義を再認識するための新たな取組ということでございます。トークセッションでは地元出身の企業家の方、それから地元から東京に出て活躍されている方、この方は女性ですけれども、それから地元から一度出て戻ってきて活躍されている方、そして元々は宇和島とは何の関係もなかったのですけれども地域おこし協力隊という形で外からこの地域に入って来て下さっている方、それぞれの仕事、経験、そしてそれぞれの方の宇和島への思いを語っていただきました。生徒たちも大いに感銘を受けたのではないかなというふうに感じております。

4点目は、三間と津島の高校、三間高校、津島高校の活性化推進協議会に出席をしてまいりました。三間については6月27日でございます。そして津島については7月の31日であります。ここで、どういうことかと申しますと、三間高も津島高も今年度の入学生は40人を下回って30人台でした。あと2年40人を超えることができなければ、33年度からは分校化されるという流れになっていきます。この高校の問題は、高校の問題ではなくて地域の課題として考えるべきなのだろうと認識いたしましたし、宇和島市の教育委員会としても、県立高校の問題ではありますけれ

ども地域の担い手をどのようにして育成していくかという観点から今後どのような関わり方をするのかということについては考えていきたいというふうに感じています。以上、この6月から7月にかけての教育長の動きと認識しましたところをお伝えしたいと思います。

この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

(3) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。本日の議案ですが、報告第30号は人事案件でありますので、非公開で審議したいと思いますが、ご異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。

◎教育長

次に、議案第29号、これについてはこの後の協議の関係もあって最初に議案第29号をご審議いただきたいと思いますが、ご異議はありませんか。

◎全員

異議なし。

◎教育長

異議がないようですので、議案第29号について、事務局、説明をお願いします。

○福祉課長

教育長。福祉課所管分の案件につきましてご説明をいたします。まずご配慮いただきましてありがとうございます。48ページ以降をご覧ください。議案第29号、宇和島市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令につきましてご説明いたします。本議案は市内私立幼稚園に交付する平成30年度の就園奨励費補助金について、平成30年5月27日付けで国が示す当該国庫補助限度額の確定通知がございました。これを受けまして宇和島市の当該補助金限度額を確定いたしましたので、本交付要綱について一部を改正するものであります。就園奨励費補助は保護者の負担軽減を目的とした措置で、保護者の申請に基づき年間に支払った入園料・保育料の合計額の範囲内で補助をするものでございます。当該私立保育園への交付を通じて行うものでございます。54ページの新旧対照表をご覧ください。改正後、右のほうですけれども改正後は欄の区分のところですが3の限度額が伸びている理由でございますが、今年度と同区分にかかる国の利用者負担額の軽減がなされたことによるもののほか、平成27年度から施設型給付費の新制度が施行され、市内の私立幼稚園の6園のうち平成30年度までに5園がこの新制度に移行をいたしております。新制度に移行し市の定める保育料の見直しがなされたことに合わせて、本制度の対象となる環太平洋大学附属幼稚園の保育料を基に同程度に低減となるよう限度額を設定したこ

とから今回金額の伸びが生じたものでございます。なお本要綱は交付の日から施行し、改正後の規定の適用は平成 30 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

報告第 29 号について事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育長。5 ページをお願いいたします。報告第 29 号、専決処分した事件の承認について。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定において別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告いたします。専決第 29 号、平成 30 年度教育費の 7 月補正予算の要求についてでございます。6 ページ以降、各担当課ごとに説明をいたします。まず教育総務課分から説明をいたしますが、教育長、この前に災害の状況を報告したほうが。

◎教育長

した方がいいですね。今、事務局から提案いただきました。この議題はですね、補正予算の中身になっています。災害関連ですので、今現在先ほどごあいさつ申し上げました教育施設等の被害の状況についてまず説明してください。

○教育総務課長

教育長。それでは別冊でホチキス止めしております、「平成 30 年 7 月豪雨災害施設災害状況教育委員会分」という写真付きの一覧表をご参照ください。まず施設名 1 から 16 までございまして、上のほうが小中学校、その下公民館、文化・スポーツ課の施設になっております。今回の豪雨によって、主に吉田地区が中心でございますが、1 から 6 番まで吉田地区の小中学校すべてに何らかの被害が生じております。まず 1 番、吉田小学校につきましてはかなりの雨漏りがあったのですがそれにつきましては、瞬間的にかかなりの降雨量があったために雨樋等が排水が追い付かなくて雨漏りしたということで、雨樋等の掃除等をし、一部漏電等の危険性がありましたので漏電のチェックをしてこれについては問題ないということで、吉田小学校については復旧済みでございます。2 番目の奥南小学校につきましても建物についてはほぼ被害はございませんが、体育館下に少し地下駐車場のなピロティがあるのですが、一段少し低くなっておりますので、そこへ一部浸水はしましたが、PTA さんが清掃等をしていただいて、ここも問題なく復旧しております。

◎教育長

少しいいですか。1、2は写真はないのですか。

○教育総務課長

1、2は写真はございません。

◎教育長

ない部分もあるのですね。

○教育総務課長

はい、ございません。すみません。3番以降写真がございます。3番は喜佐方小学校でございますが、写真を見ていただいたらと思います。喜佐方小学校、この入口の谷沿いに土砂災害があり、ご覧のとおり玄関周りに土砂が流入している、これは発災直後の写真でございます。ここには本来池があるのですが、池も完全に埋まっている状態でございます。建物内にも浸水がありまして、その下の給食配膳室、ここが一段若干コンテナを入れる関係で低くなっているのですが、線が見えると思います。15cmから20cm程度ここで浸水しております。校舎自体には10cm程度浸水がありました。一番喜佐方の被害が大きかったのはプールでございます。道路向こうにプールがあるのですが、そこは公民館も同様なのですが、屋根近くまで浸水をしている状態で機械室は全滅しております。したがって今シーズンについては復旧ができない状況でございます。続いて4番の立間小学校が浸水高としては一番大きな浸水でございます。建物一階、校舎一階の床面から、私の目測でいきますと1m60から70cm近く、私の身長近くまで浸水をしている状況を確認しております。写真の状況は職員室及び教室の状況ですが、いったん浮いて天井近くまで多分軽いものは浮いて落ちたのだろうというふうに思います。最後の一番下が体育館で、体育館はかろうじて一段上がっていますので、ステージまでは水が上がっていない状態ですが、全面床それから壁に浸水をしているという被害が起こっております。続いて5番、玉津小学校についてでございますが、玉津小学校は小学校自体消防のポンプが地下にあるのでそこが浸水して壊れた以外施設的な被害はなかったのですが、グラウンドに大量の土砂が流入していた状態で、ご覧のとおり池のような状態で土砂が入っている状態でございます。続いて6番の吉田中学校についてもかなり浸水しております。一番上の写真が体育館側の校舎の特別教室のある棟でございますが、若干その浸水した水のラインが見えると思うのですが、60cmから70cm廊下の床上から浸水しているのが見える状態だろうと思われま。その下が体育館、体育館も床上50cm近く浸水しているものと思われま。当然グラウンドは低くなっておりますので、グラウンドにも大量の流水、流木、ゴミ等も流れている状態でございます。小中学校の被害状況については以上でございます。一旦ここで切らせていただいて補正予算を説明しましょうか。

◎教育長

説明しやすいようにどうぞ。

○教育総務課長

はい。以上のところで、教育総務課として10ページの補正予算をとりあえず暫定的にはございますが、7月補正として組まさせていただきます。主に今ご説明いたしました立間小学校、

吉田中学校がほぼ9割方占めるのですが、災害復旧工事として1億8千万程度かかるだろうというところの財源として国から教育施設の災害復旧費負担金として3分の2の国庫補助があるだろうということでこれは概算で上げておりますが、1億695万4千円の歳入見込みを予算として計上しております。県支出金につきましては、1千万につきましては、これは歳出のほうで後で説明しますが、学用品費について災害救助法の適用にならない学生服であったりとかランドセルであったりとかそういったものを買うために、県と折半してそういう制度を作りましょうということで1千万歳入を計上しております。諸収入、雑入としましては、校舎等については建物損害の共済保険に入っておりますので、共済保険の保険金収入が5,800万見込んでいます。合わせて1億7,557万3千円が歳入として計上しているところでございます。続いて歳出を説明いたします。先ほど説明しましたこの度の豪雨によって被災した児童生徒の学用品費の購入費として2千万補正計上しております。財源は先ほど言いましたように県が2分の1をみていただけるところでございます。続いて小学校費につきましても、これも災害復旧に関わる費用として計上しているものでございまして、消耗品として、例えば災害直後にいろいろなものを、学校が必要とするものを掛売で買った消耗品がいろいろあるのですが、それらとか、あと発電機の燃料費だとかを計上しております。一番大きいものが775万5千円の工事請負費なのですが、この工事は復旧工事ではなくて断水で止まった水を、いち早く断水を解消するために仮設の受水槽を設置して校内の断水を解消しようという形の工事を小学校・中学校とも行ったもので、小学校分として770万を計上したものでございます。中学校も同じように災害直後に必要な消耗品であったり燃料費であったりというものを計上しております。先ほど同様、213万5千円につきましては吉田中学校に断水解消のための入水ポンプ、受水槽を設置するための事業費を計上しております。最後が公共施設災害復旧、教育施設災害復旧費として、これも概算の金額で結局これ以上に今工事を進めている最中ではございますが増えております。修繕料1千万、手数料の役務費として750万、工事請負費としては1億8千万、機械器具等の備品購入費として1,500万を計上しておりますが、今現時点でこの金額の倍近くが必要ではなかろうかと思うくらい工事を発注しております。9月でさらにその分については補正計上しようとしておりますが、全部で5億近くかかるのではないかなというふうに見込んでいます。7月補正分としては歳出として2億2,492万5千円を教育総務課分として計上しております。以上で説明を終わります。

○学校教育課長

教育長。学校教育課です。まずA4の横の表を少しご覧ください。1学期末の授業再開日から終業式、全校登校日、1学期の通信簿を渡した日、8月の授業、始業式、運動会、体育祭について吉田のほうを少しまとめてみました。次のところは、子どもたちが少しホッと一息つける活動という形で大きく4つの活動を今計画し進めているところではあります。お手元の資料にお戻りください。学校教育課としては30万の事業費、これは教科書が流された子どもたちの対策として上げております。具体的に言うと小学校で89冊、中学校で72冊、高等学校が147冊になります。学校でいくと高光小学校、鶴島小学校、吉田小学校、立間小学校、城北中学校、吉田中学校、三間中学校の児童生徒が対象になっております。以上です。

○生涯学習課長

教育長。それでは生涯学習課分を報告いたします。まず被害状況、先ほどの写真入りの資料の7番をご覧ください。今回、公民館の中で特に被害が大きかった立間公民館の状況です。床から1mを超える浸水がありまして1階はほぼ壊滅状態という形になっております。当面、清掃しても元のように使える状態にはならないだろうということで、当面2階のみの使用を想定しております。また喜佐方公民館も浸水しておりまして、こちらは掃除によってある程度見た目は復旧しておりますが、調理室等はまだまだ使える状況には至っておりませんので、こちらも2階のみの使用という対応になるかと思えます。写真はありませんが吉田公民館につきましても床上30cmくらい浸水しておりまして、カーペットのフロア、それからOAフロア、そこらすべて張替の応急工事を行っております。続いて吉田町図書館です。

○吉田図書館長

教育長。簡野道明記念吉田町図書館ですが、吉田町図書館は1階部分が半地下状態になっておりまして、その影響もあって約1.5mほど浸かりまして、1階絵画室、事務室、そしてロビーと書庫の中の本が泥だらけになっております。10番目の写真を見ていただいたらいいのですが、そういった状況になっております。廃棄した本を早急に外に出して、使える本を2階に上げたという作業をしました。山積みされた被害図書が約1万5千から2万冊ございまして、これは先般、廃棄物処理業者に依頼をして、吉田高校の生徒のボランティアの手を借りて全部、一応、処分場に持って行ったということではありますが、まだまだ復旧の目途は立っておりません。以上です。

○生涯学習課長

教育長。それでこの議案のほうの7ページをご覧ください。生涯学習課としましては、今回公共施設災害復旧費のみ計上しております。まずこの施設修繕料の650万は立間、喜佐方の空調、吉田図書館の電気設備の修繕、それから手数料の450万につきましては同館の清掃の手数料です。それから備品購入費210万につきましても立間、喜佐方のエアコンや冷蔵庫、それから図書館の備品についての応急措置です。それから40万の備品購入費につきましては、立間と喜佐方の原付が壊れましたのでその2台の分を予算計上しております。合計、7月補正としましては1,350万を補正要求しております。

○文化・スポーツ課長

教育長。文化・スポーツ課です。11番からご説明したいと思います。11番、吉田球場。こちらのほうは写真で見ると発災当初くらいなので何もない本当の被災状況だと思うのですが、写真の奥手、中心部の奥手のほうに、多分規模的には今回の災害の中で一番長い山崩れではないかなと思います。かなり奥の山から細いですけどずっと吉田球場の中に土砂が押し寄せたというふうな状況になっております。今現在は多分10m近く土砂が、全部の土砂の受入施設になっているので復旧は数年単位になるのではないかと思います。続いて12番、吉田町のふれあい運動公園なのですが、こちらの方はふれあい運動公園とふれあい国安の郷というところがあるのですが国安の郷というところが山側のほうにありまして、国安の郷の下に、こちらの写真であるガーデンブールのような状況がございます。ふれあい運動公園に関しましてはご覧のように屋外の流水プー

ルがあるのですが、こちらのほうに大量の土砂が入っております。ただ現在は指定管理者でもあるので、指定管理者の方が一応土の撤去は行っておりますが、ポンプとか機械設備が傷んでおるので、地下にありますので、今年の夏の復旧は屋外については見込んでいない。ただ幸いなことに国安の郷が防波堤代わりになったので、中の屋内プールと体育館、会議室等は被害が特にないような状況になっております。ちなみに補完避難所としても利用されるような状態ですので、道路も通行に関しても一部危険なところはあるのですが特に問題なく避難所としても機能ができていますと、ただ屋外についてはなかなか復旧の目途は立っていないというような状況になっております。続きまして13番なのですが、今ほど申しましたプールの上側にあるところなのですが、吉田ふれあい国安の郷でこれは多分土砂流入直後くらいの話なのですが、両谷からの土砂がかなりな、真ん中の写真に至っては平均で20cmから30cmくらいは積もっているような状況になっています。先般重機を調達いたしまして、今日現在ではかなり地面が見えるほどには回復はしておりますが、電気、衛生設備等がまだ復旧の見込みが立っていないのですが、ようやく業者に発注ができたような段階になります。お隣の14番、畦地梅太郎記念美術館なのですが、こちらのほうは一見被害がなさそうに思うのですが、実は7月の8日土曜日の午前8時段階ではちょうど前面にある駐車場が膝ほど上がっていたということで、大量の水が押し寄せていたということです。当美術館の入り口は自動ドアなのですが、その間のところの敷居がきちっとしていたおかげで、中のカーペットを濡らす程度、畳で言うと10畳ぐらいを濡らす程度の被害で済んだというような状況にあります。作品に関しましては、ただ衛生設備、空調設備が壊れていたのも一部、作品に悪影響があったらいけないということで除湿機等を急ぎょ購入して対応した次第であります。作品については特に影響はございませんでした。一覧のほうの15番、河内中住民レクリエーション施設と、川平住民レクリエーション施設。簡単に言うと吉田地区にある住レク施設というところで、ゲートボールとかを老人クラブがやっておられるような施設で、そちらのほうに土砂流入が大量になされている。河内中のほうはその下の段が水田が広がっているのですが、一部水田に施設の壁が壊れて土砂が田んぼの中に3分の1くらい入っているというような状況に今、住民の方と調整中な段階であります。そして番号にはないのですが、城山に関しましても実は小規模なのですが法面の崩壊が2ヶ所ほど発生しております。そちらのほうに関しては小規模であることと、一般の方がちょうど裏門から上って中腹あたりを右手に行く一般ルートとは違うところにあるエリアなので、一応バリアをしてるのですが一般の方にはほとんど気づかないようなところなので、ここはゆっくり国庫補助制度を活用しながら復旧していきたいというふうに思っております。それですみません、7ページのほうに戻っていただけたらと思います。7ページ一番上の、先ほど一番被害の大きかった国安の郷の管理事業でございます。これに関しましては650万、電気設備とエアコン空調、あと壁と土砂除けの合計数で650万ということで概算で計上させていただいております。次に畦地梅太郎美術館の作業関連でございます。370万円に関しましては、漏電と空調設備、あとフローリングの修繕等で370万円を計上しております。備品に関しましては先ほど少し言いました除湿機を購入する経費9万2千円を計上いたしております。下側が城山の法面の崩落に関する費用で、90万円の工事請負費と、あと公共施設を復旧する土砂除けの作業員と

して 60 万円ほど予算計上しております。以上で合計 1,179 万 2 千円の計上をしております。以上です。

○学校給食センター所長

教育長。給食センターは三間の給食調理場のほうは外見上は一切被害はありません。水がないということで今止まっておりますが、それに関しては後半、宇和島のセンターのほうで、許容量の中で収まるということが分かりましたので、ずっと宇和島から送りました。吉田についてですが、一見浸水はしてましたが土砂があんまり入ってなくてですね、見た目はそんなにひどい状態ではなかったのですが、やはり衛生的な問題がありますので、中の清掃とか消毒とか、そういったものをずっと教育総務課の協力をもらいながら今までしてきたのですが、あとは 2 週間くらい中学生と小学生を小学校に集めて一応授業というか、学校に集まって過ごすという形でしたときに、半給食とまでは言えないのですが、パンと牛乳と簡単なプリンとかデザート類を少しつけてですね、それをずっと学校に配布しておりましたので。今からどうなるかということはずべて水次第と。水が、飲料水が来るか来ないかということで全てが変わりますので、今のところ飲料水が来るということで予定通り三間は 9 月 4 日、給食スタートの時から給食を完全にスタートする予定で今進めております。それから吉田につきましては、どうも 27 日頃から吉小などは給食始めるとか、いろいろその学校によってケースバイケースで予定が立っておるようですが、そこまできちっと給食が出せるかどうか、それについては今みんな総動員でやっております。それで給食を作るための機械類についてはですね、幸いにして業者が見た第一段階では、下の車輪その他は水没を少ししていたのですが、肝心の部分が全部大丈夫だったみたいで、業者が第一段階で見た限りでは大丈夫だということで、今それを確認しながら、とにかく水がないとボイラーが使えない、ボイラーが使えないと加工品ができないという、あそこもボイラーの蒸気で調理をしていますので、そういったことがあって今やとその辺の確認をしながらですね、修理や何かも始めたところですので、まだはっきり大丈夫とは言い切れないのですが、おそらく大丈夫ではないだろうかというような状況で今調理場全員で頑張っております。それで予算的なものですが、8 ページにあります、まず事業費の消耗品費で 300 万とありますが、これは先ほど申しましたパンの給食のようなですね、あれを給食の扱いというか全て消耗品として災害用の炊き出しのような形で出すということで 300 万の予算を、これはあくまでも今までいったのが 100 万くらいなのですが、このまままた 9 月になってもだめになったら続くだろうということも想定して 300 万の予算を財政のほうから計上してもらってます。それから機械の修繕等については 200 万、今のところ多分これである程度はいけるのではないかなというのが今現場の予想でして、それもあくまでも今からの作業で若干違ってはくるとは思いますが、とにかく 27 日くらいを目途に給食を実施したいということで今頑張っております。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

続いて報告の第 30 号、これは非公開案件になります。

◎教育長

報告第 30 号を上程する。

報告第 30 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。続いて報告第 31 号、事務局からお願いします。

○教育総務課長

教育長。報告第 31 号、専決処分した事件の承認について。専決第 31 号、宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則でございます。毎回なのですがエアコンを公費で取り付けたことによる家賃を 500 円値上げしたところでございます。新旧対照表 17 ページをご覧ください。戸島小学校の教員住宅番号第 10 号の校長住宅並びに第 15 号の教員住宅に、それぞれエアコンが壊れましたので公費でエアコンを取替修繕しているところで、8 月から家賃を、これはお約束事なので 500 円アップさせていただいて、それに伴う規則改正でございます。説明は以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

続いて報告第 32 号、事務局からお願いします。

○文化・スポーツ課長

教育長。報告第 32 号、専決処分した事件の承認について。専決第 32 号、宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則です。スポーツ交流センターの開設に向け、平成 29 年度に設置条例の一部改正を行いました。その改正の施行期日は別途規則で定めるとしておりました。この度、スポーツ交流センターのオープン期日が決まったことにより、それに併せて、施行期日を定めたものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は報告どおり承認します。

続いて議案の第 26 号について事務局から説明をお願いします。

○生涯学習課長

教育長。32 ページをご覧ください。議案第 26 号、宇和島市生涯学習センター条例。提案理由としましては、宇和島市学習交流センター内に宇和島市生涯学習センターを設置することに伴い、新たに条例を制定しようとするものです。この条例の説明をするにあたりまして、簡単に別紙の宇和島市学習交流センターについてと、この資料に基づきまして簡単に概略を説明させていただけたらと思います。別紙資料の 1 ページをご覧ください。この施設は名称を、施設全体を宇和島市学習交流センターという複合施設となっております。愛称はパフィオ宇和島です。3 の概要にありますようにどのような複合かと言いますと、1 階が生涯学習センター、2 階、3 階が中央図書館、4 階が子育て世代活動支援センターということになっています。完成予定としましては今年末ということになっておりますが、図書館等の引っ越し、準備に伴いまして開館は来年の春ということになっております。概略につきまして一番後ろの赤黒の平面図を見ていただきたいと思います。その中でこの条例に対応するところの 1 階についてご説明いたします。ホールは 289 席、300 人

弱の小ホールとなっております。ホワイエを挟みまして左に多目的室、建物1階中央に総合受付があります。申し遅れましたが、下方向がメインエントランスとなっております、下方向が国道、畑枝川、右方向が駅前、左方向が四電ということになっています。右下に音楽演劇練習室、スタジオ室ということ、それからその隣が自由工房として工作や絵画ができる部屋となっております。左下がカフェということで、当初は店舗型のカフェを予定しておりましたが、検討の結果、不特定多数の市民が広くくつろげるカフェコーナーということで自販機設置に変えております。別紙資料の5ページにお戻りいただきたいのですが、管理運営方法につきまして、開館時間につきましては基本的にはこの建物は朝9時から夜10時までが利用可能です。4階の子育て支援は夜7時まで、2階、3階の図書館も同様に夜7時までということで、現在の堀端よりは伸びております。1階の学習センターが最後まで、10時まで利用できるということですが、需要がない場合には7時までということにしております。休館日につきましては、これまで堀端に設けておりました月曜休館というのを廃止し年末年始のみ、あとは年中無休ということで設けております。管理運営方法につきましては、2階、3階の図書館は直営でこの施設全体の主管、大元になります。1階の学習センターにつきましては指定管理に出そうとするものです。指定管理に出す理由としましては、県の生涯学習センターであるとか西予にあります歴博でありますとか、そういった施設のように民間のノウハウを活かした多様な生涯学習講座の開催であったり、人が集まるようなイベントやコンサートや公演を実施していくうえで、やはり宇和島にもノウハウを持った専門の業者の力を借りたいということで指定管理を予定しております。それ以外の駐車場の管理であるとか総合管理、設備保障、ここら辺に関しては業務委託を予定しております。6ページをご覧ください。使用料につきましては、基本使用料プラス加算料ということで考えておりますが、その設定にあたっては県の生涯学習センターであるとか類似施設であるとか、それとか宇和島市の受益者負担適正化基本方針に基づく積算、そこらをベースに下記のとおり定めました。ここの定める経緯であるとか妥当性につきましてはまたその他の部分でも質問がありましたらお答えしますが、概ね近隣で言えば三間のコスモスホールの約半分くらいの値段に設定してございまして、講演で丸々一日使っても2万5千円くらいの目安となっております。それから右下にありますその他の加算というところでは、住民以外が使うときには割増であるとか、それとか営利目的であっても貸し出しを想定しております。そのため営利行為を目的とする場合には100%加算と、つまり2倍の使用料をいただこうとするものです。以上を踏まえまして、元の議案の36ページをご覧ください。生涯学習センター条例ということで、施設全体につきましては学習交流センター設置条例というのが上に設けられて、その中で生涯学習センター条例であるとか図書館条例という形になっています。生涯学習センター条例につきましては先ほど説明したとおりの内容となっております。その中で特に説明があるものとしましては、第19条で指定管理者による管理ができることとしております。先ほど申し上げましたように指定管理を導入しようとするものですが、あくまでできる規定ですので受託者がいない場合には直営ということになるかと思っております。それから利用料金につきましては第22条ですが、先ほどの条例に基づく使用料の範囲内で指定管理者が設けることができるという形になっています。40ページの別表が先ほどの条例に基づく利用料と

なっておりますけれども、先ほどが税抜であったのに対しまして、こちら条例は8%の税を加算した料金となっております。いずれ10%になったときにはここが変わってくるという形になります。以上概略と併せて生涯学習センター設置条例についての説明を終わりますが、現在の堀端との説明をしますと、現在堀端の中央図書館の3階に生涯学習センター兼中央公民館があります。そこが分離して生涯学習センターが駅前に移り、駅前が宇和島市生涯学習センターになります。堀端は中央公民館になります。その棲み分けとしましては、中央公民館は地区公民館の主導的役割として市全体を対象とした社会教育の推進を目指していきたい。駅前の生涯学習センターにつきましては個人の学習ニーズに対応した、個人利用の促進を視野に入れた生涯学習施設というイメージで棲み分けを考えています。以上です。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

続きまして議案27号について、これも事務局からお願いします。

○中央図書館長

教育長。それでは資料の42ページをご覧ください。議案第27号、宇和島市立図書館設置条例の一部を改正する条例でございます。提案理由は、宇和島市学習交流センターに宇和島市立中央図書館を移転することに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。それでは対照表の44ページをご覧ください。宇和島市立図書館設置条例の一部を次のように改正する。第2条の表中、宇和島市立中央図書館の住所、宇和島市堀端町1番25号を宇和島市鶴島町8番3号に改めます。そして次45ページをご覧ください。これからは以前より改めるべきだとされていたものを改めようとするものでございます。第6条第2項、第7条第2項より、第8条中「館長」を「教育委員会」に改める。第9条中「市長」を「教育委員会」に改める。46ページをご覧ください。第10条各号列記以外の部分中「市長」を「教育委員会」に、そして「とき」を「場所」に改める。第12条但し書き中「認めた場合」を「認めたとき」に改める。第14条第1項中「に基づき」を「により」に改める。以上です。よろしくお願ひいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

次に議案第 28 号についてお願いいたします。

○文化・スポーツ課長

教育長。48 ページをご覧ください。議案第 28 号、吉田秋祭り保存団体協議会活動補助金交付要綱の制定でございます。本補助金の交付要綱につきましては、現在吉田地区で今年の 2 月に愛媛県の指定を受け、平成 32 年度の末に国の無形民俗文化財の指定を目指している、いわゆるおねりのお話でございます。ただ今回の災害によって、今年度に関して実施するかどうかは少し、9 月ごろに会があるというようなことを聞いておるのですが、一応補助金交付要綱としては先に上程をさせていただいたらというふうに考えております。中身といたしましては、すでに 6 月補正で山車の幕を 3 幕とのぼりを 1 本計上する経費、250 万の予算計上なのですが、それを執行するための補助要綱というふうになっております。6 月議会が議決後に 7 月の定例会において上程をしようと思っておったのですが、流れてしまい本日になってしまいました。補助要綱としては成立をさせていただきたいと思っておりますのでご審議のほうよろしくをお願いいたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

次からは提出されている請願の審議に入ります。それでは請願第 4 号について事務局から説明をお願いします。

○学校教育課長

教育長。請願第 4 号の説明をというご指示であったのですが、4、5、6 と一括して説明させてもらいたいのですが構わないでしょうか。

◎教育長

はい、お願いします。

○学校教育課長

請願第4号について、お手元の資料79ページをお開き下さい。宇和島市教育委員会請願等処理規則第2条の規定によって別紙のとおり受理したので、第3条についてこれを報告します。件名としては、2019年度使用中学校の道徳教科書の採択にあたって、人権侵害、自国中心主義の日本教科書と教育出版を採択しないこと、人権、平和、家族共生を大切にする教科書の採択を求める請願書というものが請願第4号の趣旨になります。請願第5号について、お手元の資料86ページをお開き下さい。これは、違法行為を行った日本教科書を採択しないように求める請願書です。どういう違法行為かという、87ページ、教育再生首長会議で不正違法な宣伝・営業活動をしてきたことが明らかになったというのが理由でございます。請願第6号について、お手元の資料91ページをお開きください。これにつきましては中学校の道徳教科書の採択にあたりましては、92ページに記されておりますように、達成度を子ども自身に自己評価をさせる日本教科書、教育出版、あかつきの採用はしないでくださいという請願が4、5、6という形で出されております。報告を終わります。

◎教育長

今事務局から説明があったとおり、3つの請願が出ております。いずれも特定の会社の作った教科書を採択しないという内容になっております。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

採決にうつります。個別に採決いたします。まず請願の第4号についてですけれども、採択すべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手なし —

◎教育長

不採択がふさわしいとお考えの方はお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

請願第4号は不採択といたします。

次に、請願第5号について採択すべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手なし —

◎教育長

不採択がふさわしいとお考えの方はお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

請願第 5 号は不採択といたします。

次に、請願第 6 号について採択するべきだとお考えの方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手なし —

◎教育長

不採択がふさわしいとお考えの方はお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

請願第 6 号は不採択といたします。

以上で本日予定の議事はすべて終了いたしました。

(4)その他

◎教育長

何か意見等ありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 9 月定例会を 9 月 11 日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午後 5 時 13 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 8 月定例会を閉会いたします。